(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 1/4

(1) 個人住民税課税情報ファ	イル 1/4	,
個人住民税情報ファイル	[61 源泉税額	123 イメージ番号
No. 項目名	62 拡張-所得控除	124 配当株式(所得税)
1 利用団体コード	63 超短期課税標準	125 拡張所得
2 賦課年度	64 超短期市町所得割	126 拡張扶養
3 住民コード	65 超短期県所得割	127 株式譲渡特例条文
4 履歴番号	66 株式譲渡(非公開)課税標準	128 拡張所得控除
5 資料区分	67 株式譲渡(非公開)市町所得割	129 拡張_金額
6 資料番号(冊番号)	68 株式譲渡(非公開)県所得割	130 拡張コード
7 資料番号(番号)	69 株式譲渡(上場分)課税標準	131 バンチカナ氏名
8 資料番号(枝番)	70 株式譲渡(上場分)市町所得割	132 バンチ生年月日元号
9 無効区分	71 株式譲渡(上場分)県所得割	133 バンチ生年月日
10 国税通知書番号	72 拡張-課税標準	134 バンチ性別
11 課税区分	73 拡張-市町所得割	135 バンチ給与所得
12 漁業所得(内数)	74 拡張-県所得割	136 パンチ配偶者特別控除額
13 利子(所得税)	75 寄附金基本控除額市町村	137 バンチ控除額合計(所得税)
14 配当(所得税)	78 客附金基本控除額県	138 バンチ年金収入
15 配当所得(控除あり)	77 客附金特例控除額市町村	139 パンチ源泉税額
16 配当所得(控除なし)	78 客附金特例控除額県	140 給報摘要欄
17 特定配当(内数)	79 客附金控除額市町村	141 金額
18 一般外貨(内数)	80 客附金控除額県	142 被扶養者住民コード
19 外貨以外(内数)	81 未控除分配当割控除額市	143 番号
20 前職分給与収入(内数)	82 未控除分配当割控除額県	144 否認区分
21 給与収入(一部特徴)	83 未控除分株式譲渡割控除額市	145 氏名
22 給与所得(一部特徴)	84 未控除分株式譲渡割控除額県	146 年齢
23 超短期所得	85 未控除分株式譲渡割控除額	147 性別
24 株式譲渡所得(非公開)	86 配株不足額市稅	148 続柄
25 株式譲渡控除	87 配株不足額県稅	149 配偶者控除区分
26 退職所得(所得税)	88 配株不足額合計	150 配偶者特別控除区分
27 変動所得前 2年分	89 配株充当額合計	151 扶養控除区分
28 配当割控除額	90 配株還付額合計	152 障害者区分
29 株式譲渡割控除額	91 市町差引前所得割	153 専従者区分
30 拡張-所得	92 併徵配株充当合計	154 専従給与収入額
31 本人専従者	93 併徵年特市所得割	155 家屋敷区分
32 金額(専給控除)	94 併徵年特県所得割	156 賦課地課税区分
33 拡張 - 扶養	95 併徵年特市均等割	157 継続区分
34 年金特徴開始月	98 併徵年特県均等割	158 非課税事由
35 年金特徴終了月	97 併徵年特合計	159 返信区分
36 特徴仮算フラグ	98 併徵年特配株充当合計	160 拡張 - ゴード
37 通知ゴード	99 市町過年度増分所得割	161 世帯コード
38 通知書発行日	100 県過年度増分所得割	162 世帯主コード
39 法定納期限等	101 市町過年度増分均等割	163 カナ氏名
40 他給与区分	102 県過年度増分均等割	164 住所
41 分離短期一般特例条文	103 所得稅金額控除前	165 方書
42 分離短期特定特例条文	104 普徵充当額	166 賦課地
43 分離長期一般特例条文	105 特徴充当額	167 生年月日元号
44 分離長期優良特例条文	108 年金特徴充当額	168 生年月日
45 分離長期特定特例条文	107 事業所コード	169 住民区分
48 分離長期居住特例条文	108 異動年月日	170 住民増減異動日
47 拡張-特例条文	109 処理区分	171 住民となった異動日
48 寄付金控除(所得税)	110 更正理由区分	172 台帳番号
49 控除額合計(所得税)	111 月割税額	173 調査
50 住宅取得控除	112 合計税額	174 申告調査区分
51 外国税額控除(所得税)	113 処理日	175 申告書出力区分
52 減免(所得税)	114 異動前月割税額	178 証明発行区分
53 政党等寄付金	115 異動前合計税額	177 別世帯区分
54 配当控除(所得税)	116 異動前処理日	178 郵便番号
55 電子証明書等特別控除(所得税)	117 異動前事業所コード	179 自治会ゴード
56 所得税の課税所得金額	118 整理番号	180 SEQ
57 寄附金額	119 合併前利用団体コード	181 メモコード
58 所得税額(税額控除前)	120 更新職員番号	182 メモ内容
59 所得稅額(稅額溫%前)	121 更新処理年月日	183 第294条3項該当区分
60 所得税額(定率減税後)	122 更新処理時刻	184 住民票登録地住所
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1)個人住民税課税情報ファイル 2/4

<u>(1)個人住民祝課税情報ファ</u>	イル 2/4	
185 住民票登録地方書	247 山林所得	309 生活保護開始
186 徴収区分	248 山林控除	310 生活保護終了
187 備考	249 退職所得	311 特徴開始月
		01.0 #4.2/1/20 プロ
188 レコード区分	250 変動所得前2年分	312 特徴終了月
189 都道府県コード	251 変動所得当年分	313 普徴開始期
190 市町村コード	252 臨時所得	314 普徴終了期
191 特別徴収義務者コード	253 繰越控除純損失総所得	315 税額決定区分
192 通知内容コード	254 繰越控除純損失超短期	316 非課税所得区分
193 特別徴収制度コード	255 繰越控除純損失土地	317 減免区分
194 作成日	256 繰越控除純損失短期	318 課非区分
195 年金保険者用整理番号	257 繰越控除純損失長期	319 通知書発行区分
196 年金コード	258 繰越控除純損失山林	320 給報乙欄
197 氏名カナ	259 繰越控除雑損失	
198 シフトコード	260 肉用牛免税所得	322 給報就退職年月日
199 氏名漢字	261 肉用牛免税以外	323 株式譲渡所得
200 住所カナ	262 肉用牛売却価格	324 損害保険区分
201 住所漢字	263 商品先物取引	325 損害保険料
202 各種区分	264 みなし法人農業所得	326 長期損害保険料
	1404 の/はいか八辰米/川寸	
203 処理結果	265 みなし法人不動産所得	327 特例条文
204 各種年月日	266 みなし法人その他事業所得	328 扶養人数年少
205 特別徴収区分	267 みなし法人医者報酬	329 第30表集計区分
206 媒体コード	268 みなし法人事業主報酬	330 配偶者特別控除
207 回付先区分	269 みなし法人過大報酬	331 生命保険控除
208 進捗区分	270 みなし法人損失	392 個人年金控除
209 付設区分	271 みなし法人非課税所得	333 基礎控除
210 受給者番号	272 非課税所得	334 老年者控除
211 年税額	273 資產合算区分	335
212 営業所得等	274 資產合算主区分	336 勤労学生控除
213 農業所得	275 雑損控除	337 本人障害控除
214 その他事業所得	276 医療費控除	338 本人特別障害控除
215 不動産所得	[277] 社会保険控除	339 配偶者一般控除
216 利子所得	278 小規模共済	340 配偶者老人控除
217 配当所得	279 生命保険区分	341 配偶者特別障害控除
218 証券	280 生命保険料	342 扶養一般控除
219 給与収入	281 個人年金	343 扶養老人控除
220 専従者給与収入(内数)	282 専従者事業区分	344 扶養同居老人控除
221 給与特定支出控除	283 春白区分	345 扶養障害控除
222 給与所得	284 専従配偶者	346 扶養特別障害控除
223 年金区分	285 専従者その他	347 扶養同居特別障害控除
224 年金収入	286 金額(専給控除)	348 扶養特定控除
225 年金所得	287 所得税額(定率減税後)	349 控除合計
226 雑所得 (その他)	288 外国税額限度額	350 寄付金控除額
227 総合譲渡短期所得	289 本人障害者	351 扶養加算金
228 総合譲渡短期控除	290 本人戻日祖 290 本人夫有り・未成年	352 損害保険控除額
229 総合譲渡長期所得	291 本人老年者	353 株式課税標準
230 総合譲渡長期控除	292 本人寡婦・寒夫・特寒	354 株式市町所得割
231 総合譲渡一時所得	293 本人勤労学生	355 株式県所得割
232 総合譲渡一時控除	294 配特控除区分	
233 土地等事業雑	295 配偶者給与所得	357 上場株式等(配当)市町村所得割
234 特定株式(内数)	296 配偶者所得	358 上場株式等(配当)県所得割
235 分離譲渡短期一般所得	297 扶養その他	359 総所得課税標準
236 分離譲渡短期一般控除	298 扶養特定	360総所得市町所得割
237 分離譲渡短期特定所得	299 扶養老人	361 総所得県所得割
238 分離譲渡短期特定控除	300 扶養同居老親	362 土地課税標準
239 分離譲渡長期一般所得	301 扶養普通障害	363 土地市町所得割
240 分離譲渡長期一般控除	302 扶養特別障害	364 土地県所得割
241 分離譲渡長期優良所得	303 扶養同居特別障害	365 商品先物取引課税標準
242 分離譲渡長期優良控除	304 課税資料区分	366 商品先物取引市町所得割
243 分離譲渡長期特定所得	305 資産合算計算区分	367 商品先物取引展所得割
[440]// PRES EWSIX #71117 PE1/1117		
	306 みなし法人計算区分	1368 短期→般課税標準
244 分離譲渡長期特定控除	306 みなし法人計算区分 307 平均理税計算区分	368 短期一般課税標準 369 短期一般市町所得割
244 分離譲渡長期特定控除 245 分離譲渡長期居住所得	807 平均課税計算区分	369 短期一般市町所得割
244 分離譲渡長期特定控除		

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 3/4

(1) 個人住民稅課稅情報 71 短期特定課稅標準	[433]強制変更サラグ	495 老年経過措置控除県
72 短期特定市町所得割 78 短期特定県所得割	434 配当割控除	496 調整控除市 497 調整控除県
73 短期特定原所停制 74 長期一般課税標準	435 市町配当割控除額 436 県配当割控除額	
75 長期一般市町所得割	436 兵配 (1)	
76 長期一般県所得割	438 株式譲渡割控除	1997 1997
0	439 市町株式譲渡割空除額	501 みなし課税標準
7 東州優級課代院等 8 長期優良市町所得割	440 県株式譲渡割空除額	502 みなし市町所得割
9 長期優良県所得割	441 未控除分株式譲渡控除額	503 みなし県所得割
0長期特定課税標準	442 繰越控除純損失株式譲渡	504 みなし過大課税標準
1 長期特定市町所得割	443 繰越控除純損失上場配当	505 めなじ過入訴税標準 505 みなじ過大市町所得割
2 長期特定県所得割	444 繰越控除純損失長期居住	506 みなし過大県所得割
3 長期居住課税標準	445 繰越控除純損失先物取引	507 連番
4 長期居住市町所得割	446 市町村差引前所得割	508 普徴合計
5 長期居住県所得割	447 県差引前所得割	509 市均等割普徵1期
6 山林課税標準	448 資格区分	510 市均等割普徵
7 山林市町所得割	449 2 9 4 条区分	511 県均等割普徴
8 山林県所得割	450 3 1 1 条区分	512 県均等割普徴合計
9 退職課税標準	451 平均課税区分	513 市所得割普徵1期
0 退職市町所得割	452 4表区分	514 市所得割普徴
1 退職県所得割	453 5表区分	515 市所得割普徵合計
2 みなし法人課税標準	454 2 1 表区分	516 県所得割普徴
3 みなし法人市町所得割	455 2 2表区分	517 県所得割普徴合計
4 みなし法人県所得割	456 3 0表区分	518 特徴合計
5 合計所得金額	457 3 1 表区分	519 市均等割特徴
6 総所得金額等	458 階層市	520 市均等割特徵合計
7 総所得金額	459 階層県	521 県均等割特徴
8 資產合算個人市町所得割	460 老年者経過フラグ	522 県均等割特徴合計
9 資產合算個人県所得割	461 超短期	523 市所得割特徴
0 算出調定市町所得割	462 年金控除	524 市所得割特徵合計
1 算出調定県所得割	463 株式譲渡所得(上場分)	525 県所得割特徴
2 特別所得市町所得割	464 上場株式等の配当所得	526 県所得割特徴合計
3 特別所得県所得割	465	527 併徵年金市町所得割
4 税控除市町所得割	466 特別寡婦控除	528 併徵年金県所得割
5 税控除県所得割	467	529 併微年金市町均等割
6 外国税控除市町所得割	468 配偶者特別控除(有)	530 併徵年金県均等割
7 外国税控除県所得割	469 配偶者特別控除(無)	531 併徴年金合計
8 算出合計税市町均等割	470 扶養人数計	532 年金特徴
9 算出合計税県均等割	471 扶養加算数	533 年金仮徴収合計
0 算出合計税市町所得割	472 本人その他障害者	534 年金本徴収合計
1 算出合計税県所得割	473 本人特別障害者	535 市均等割年特
2 税額調整市町所得割	474 商品先物課税標準	536 市均等割仮徴合計
3 税額調整県所得割	475 商品先物市町所得割	537 市均等割本徴合計
4 減免オプション	478 商品先物県所得割	538 市均等割年特合計
5 市町所得割減額1	477 算出合計市町所得割	539 県均等割年特
6 市町税額減額1	478 算出合計県所得割	540 県均等割仮徴合計
7 市町所得割減額2	479 算出合計市町均等割	541 県均等割本徴合計
8 市町税額減額2	480 算出合計県均等割	542 県均等割年特合計
9 市町差引均等割	481 市町税額減額	543 市所得割年特
0 県差引均等割	482 県税額減額	544 市所得割仮徴合計
1 市町差引所得割	483 市町所得割減額	545 市所得割本徴合計
2 県差引所得割	484 県所得割減額	546 市所得割年特合計
3 普徴	485 特別減税市町	547 県所得割年特
4 普徵現年度随時期	486 特別減税県	548 県所得割仮徴合計
5 普徵過年度随時期	487 特別減税後市町所得割	549 県所得割本徴合計
6 特徴	488 特別減稅後県所得割	550 県所得割年特合計
7 端数市町	489 併徵市町所得割	551 年金普徴
8 端数県	490 併徴県所得割	552 年金普徴合計
9 特徴事業所コード	491 併徴市町均等割	558 市均等割年普1期
0 併微市町均等割	492 併徴県均等割	554 市均等割年普
1 併徴合計	498 未使用	555 県均等割年普
2 併徴課税標準	494 老年経過措置控除市	556 県均等割年普合計

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税課税情報ファイル 4/4

	1 / 10八年氏呪張柷頂報ノア。
557	市所得割年普1期
558	市所得割年普
559	市所得割年普合計
560	県所得割年普
561	県所得割年普合計
562	市均等割減免額
563	県均等割減免額
564	市所得割減免額
565	県所得割減免額
566	均等割区分
567	拡張-金額

(別添1)特定個人情報ファイル記録項目

(2)あて名情報ファイル

宛名情報	81 災害避難場所コード	123 関連人住民コード
<u>90名 </u>	61 炎舌斑雉場がコード 62 転入前市町村コード	
		124 関連人郵便番号
1 利用団体コード	83 転入前住所郵便番号	125 関連人住所
2 住民ゴード	64 転入前住所	128 関連人方書
3 基本情報異動SEQ	85 転入前方書	127 関連人力ナ氏名
4 停止 プラグ	88 通称現住所コード	128 関連人氏名
5 住民票コード	67 通称本番	129 関連人所属
6 異動業務区分	68 通称枝番	130 関連人肩書
7 異動事由コード	89 通称小枝番	131 Eメールアドレス
8 異動日	70 通称小小枝番	132 通称区分
9 届出日	71 通称住所	188 氏名連動区分
10 一全区分	72 通称方書	[134] 国籍等
11 住民区分	73 管理コード	135 外国人住民となった異動日
12 産業分類コード	74 新住民コード	136 外国人住民となった届出日
13 増事由コード	75 転出先コード	137 3 0条 4 5規定区分
14 住民増異動日	76 合併前市町村コード	138 在留期間等
15 住民増届出日	77 住民票異動SEQ	139 在留期間の満了の日
16 減事由コード	78 個人番号	140 在留カード等の番号
17 住民減異動日	79 管轄ユード	141 更新処理時刻
18 住民減届出日	80 連番	142 代表住民コード
19 住民となった異動日	81 電話区分	143 同一人物住民コード
20 住民となった届出日	82 市外局番	144 名客区分
21 帰化日	83 局番	145 事由
22 カナ氏名	84 番号	146 事用
23 氏名	85 内線	147 処理日
24 生年月日元号	86 有効期間から	
25 生年月日元号		
	87 有効期間まで	149メモ 150 有効期限
28 死亡日元号	88 納付方法コード	
27 死亡日	89 金融機関ゴード	151 発送番号
28 性別	90 支店名コード	152 発送日
29 続柄	91 預金種別コード	153 帳票区分
30 混合続柄	92 口座番号	154 送付形態区分
31 保護者ユード	93 名義人(カナ)	155 送付先区分
32 保護者続柄	94 名義人住民コード	156 宛先住民コード
33 カナ屋号	95 更新職員番号	157 宛先履歴番号
34 屋号	96 更新処理日	158 送付先科目コード
35 世帯コード	97 科目コード	159 送付先納付番号
36 代表者カナ	98 送付先住民コード	160 送付先帳票区分
37 代表者氏名	99 送付先郵便番号	161 送付先履歴SEQ
38 混合世帯主力ナ	100 送付先住所	162 返送日
39 混合世帯主名	101 送付先方書	163 返送事由コード
40 世帯内ソートキー	102 送付先カナ氏名	164 返送備考
41 混合世帯内ソートキー	103 送付先氏名	185 結果(処分)区分
42 住定日	104 管理人区分	188 処分日
48 住定届出日	105 管理人住民コード	167 再発送日
44 郵便番号	106 脱退事由コード	168 再発送番号
45 住所区分	107 納付組合コード	169 調査日
46 市町村コード	108 送達区分	170 調査核番
47 大字コード	109 宛先	171 調査コード
48 本番	110 開始日	172 調査内容
49 枝番	111 閉鎖日	173 調査員
50 小枝番	112 閉鎖事由コード	174 調査所管
51 小小枝番	113 送信拒否開始時間	175 他市照会
52 マンションコード	114 送信拒否終了時間	
53 棟ユード	115 外国人登録番号	
54 部屋ゴード	116 公称カナ	
55 住所	117 公称名	
56 方書	118 併記名	
57 小学校区コード	119 国籍	
57 小子校区コート		
		
59 投票区コード	121 在留期間	
60 自治会コード	122 関連人区分	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における提供先一覧

	1	
提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第2の1項	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が
7-23/2010	ш удундунго ну	一行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省
		一つっこことものに関する事物であって土物質・一つって定めるもの
人民牌床但除协会	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
全国健康保険協会	番号法別表第2の2項	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって
		主務省令で定めるもの
健康保険組合	番号法別表第2の3項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であっ
		て主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の4項	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が
		行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省
		令で定めるもの
全国健康保険協会	番号法別表第2の6項	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号
王凶健康休院励云	笛与広州农第2070項	
		附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされ
		た平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船
		員保険法による保険給付の支給に関する事務であって
		┃ 主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の8項	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障
		害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定
		入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって
	# D \ D \ = \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の9項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に
		関する事務であって主務省令で定めるもの
		児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所
市町村長	番号法別表第2の11項	給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付
10.03 [13.22	ш удлудлен х	費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害
		福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で
	# D \ D \ + \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	定めるもの
都道府県知事又は	番号法別表第2の16項	児童福祉法による負担能力の
市町村長		認定又は費用の徴収に関する
		┃ 事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の18項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する
		事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の23項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院
	田·万公州公司2002000	措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で
初送点用和市伍	平日注则主 然 0.00克	定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の26項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の
		徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の27項	
		律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
		であって主務省令で定めるもの
都道府県知事	番号法別表第2の28項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律
STATION T		に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であっ
		て主務省令で定めるもの
	来旦は別事体ののので	
厚生労働大臣又は	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法
共済組合等		律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
		であって主務省令で定めるもの
公営住宅法第2条	番号法別表第2の31項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であっ
第16号に規定する		て主務省令で定めるもの
事業主体である都		
道府県知事又は市		
町村長		
	乗旦注別主第2の24項	1. 立受坊物融昌サ文法に下る短期必件立け左奏でもで
日本私立学校振興・	番号法別表第2の34項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である
共済事業団	T	給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は	番号法別表第2の35項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金
共済組合等		の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
文部科学大臣又は	番号法別表第2の37項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支
都道府県教育委員	1	援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事
会		務であって主務省令で定めるもの
1 —	ı	

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
国家公務員共済組	番号法別表第2の39項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する
合		事務であって主務省令で定めるもの
国家公務員共済組 点速点点	番号法別表第2の40項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の
合連合会		長期給付に関する施行法による年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長又は国民	番号法別表第2の42項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の
健康保険組合		徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の48項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支
		給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収 金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
 住宅地区改良法第	番号法別表第2の54項	金の倒収に関する事務でありて主務省市で定めるもの
2条第2項に規定す	H JAMAAA	しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する
る施行者である都		措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
道府県知事又は市		
<u>町村長</u> 都道府県知事等	 番号法別表第2の57項	 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事
的是仍然如子节	田·万丛州弘河之(707-5)	務であって主務省令で定めるもの
地方公務員共済組	番号法別表第2の58項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関
合いなられるの	표민나민=#^^	する事務であって主務省令で定めるもの
│ 地方公務員共済組 │ 合又は全国市町村	番号法別表第2の59項	┃ 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合 ┃ 法の長期給付等に関する施行法による年金である給付
市人は主国市町村		本の長期間でいまする肥け法による中華である相内
会		
市町村長	番号法別表第2の61項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主
±+	子口は別主笠0のCOTE	│ 務省令で定めるもの │ 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主
市町村長 	番号法別表第2の62項	老人倫征法による賃用の徴収に関する事務であつて王 務省令で定めるもの
 都道府県知事	番号法別表第2の63項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の
		免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令
初学点用加束互体	平日は即吉佐のの4項	で定めるもの
都道府県知事又は 市町村長	番号法別表第2の64項	│母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者 │で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便
אַ רִיךְּוּשְּׁנוּןי		宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
都道府県知事等	番号法別表第2の65項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に
	平日は四吉佐ののの西	関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は 都道府県知事	番号法別表第2の66項	┃特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児 ┃童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める
加坦州东州平		もの
都道府県知事等	番号法別表第2の67項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児
		福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第
		34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務
 市町村長	番号法別表第2の70項	であって主務省令で定めるもの 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主
		務省令で定めるもの
厚生労働大臣又は	番号法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務
<u>都道府県知事</u> 市町村長(児童手	┃ ┃番号法別表第2の74項	┃であって主務省令で定めるもの ┃児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関
巾叫竹枝(元里于 当法第17条第1項	田勺仏別仪第207/4頃 	元里子ヨ法による元里子ヨメは特例福刊の支福に第
の表の下欄に掲げ		
る者を含む。)	双口头四十杯	
│後期高齢者医療広 │域連合	番号法別表第2の80項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医 療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって
以 连口 		療給付の支給文は休険料の徴収に関する事務であって
厚生労働大臣	番号法別表第2の84項	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚
		生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた
		年金である保険給付の支給に関する事務であって主務
 都道府県知事等	▲ 番号法別表第2の87項	省令で定めるもの 中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって
ᆘᄹᄁᄭᄱᆍᅑ	田 7 四州农和2001为	主務省令で定めるもの
•	•	•

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法別表第2の91項	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚 生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた 年金である給付の支給に関する事務であって主務省令
平成8年法律第82	番号法別表第2の92項	で定めるもの 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年
号附則第32条第2 項に規定する存続 組合又は平成8年 法律第82号附則第 48条第1項に規定 する指定基金		金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の94項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業 の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの
都道府県知事又は 保健所を設置する 市の長	番号法別表第2の97項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の101 項 	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
農林漁業団体職員 共済組合	番号法別表第2の102 項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。) 若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関
独立行政法人農業 者年金基金	番号法別表第2の103 項	する事務であって主務省令で定めるもの 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事 業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又 は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法 人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第 39号による改正前の農業者年金基金法若しくは成2年 法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給 付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
独立行政法人日本 学生支援機構	番号法別表第2の106 項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与 に関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の107 項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する 法律による特別障害給付金の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの
都道府県知事又は 市町村長	番号法別表第2の108項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律による自立支援給付の支給又は地域生活 支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるも
文部科学大臣、都 道府県知事又は都 道府県教育委員会	番号法別表第2の113 項 	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による 就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で 定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の114 項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に 関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
平成23年法律第56 号附則第23条第1 項第3号に規定する 存続共済会	番号法別表第2の115 項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
市町村長	番号法別表第2の116 項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育 給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に 関する事務であって主務省令で定めるもの
厚生労働大臣	番号法別表第2の117 項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金 生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事	番号法別表第2の120 項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医 療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
特別徴収義務者・ 企業	番号法第19条第1号	特徴税額決定情報を特別徴収義務者が把握するため
税務署	番号法第19条第8号	扶養控除否認事項を税務署にて把握するため

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)における移転先一覧

	一 ①注会トの規划	②移転先における用途
移転先	①法令上の根拠	
幼児保育課 子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主筋者で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子 生活支援施設における保護の実施に関する事務であって 主務省令で定めるもの
健康推進課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事 務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施 設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
収納課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって 主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴 収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
都市計画課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しく は敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置 に関する事務であって主務省令で定めるもの
防災危機管理課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)に よる被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で 定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務 であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務 省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を 扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に 関す る事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童 扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定める もの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
健康推進課 保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務 省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する 事務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの
長寿課	番号法第9条第2項 知多市条例第4条第3項	↑ 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に 関する事務であって主務省令で定めるもの

F		
┃健康推進課	番号法第9条第2項	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務で
	知多市条例第4条第3項	であって主務省令で定めるもの
福祉課	番号法第9条第2項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため
	知多市条例第4条第3項	の法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業
		の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付
	知多市条例第4条第3項	の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事
		務であって主務省令で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生
	知多市条例第4条第3項	活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で
		定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項	知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例の規定に基
	知多市条例第4条第2項	づく医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
保険医療課	番号法第9条第2項	後期高齢者福祉医療費の支給に関する事務であって規則で
	知多市条例第4条第2項	定めるもの
子ども若者支援課	番号法第9条第2項	知多市遺児手当の支給に関する事務であって規則で定める
	知多市条例第4条第2項	もの
		•

※知多市条例は「知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年知多市条例第32号)」をいう。